

## 2度に亘って不倫をした妻との離婚請求

## 離婚

## 事案の概要

40代 男性 会社員

妻の不倫が発覚し一度は別居したものの、再び同居してやり直すこととしました。しかし間もなく、妻が新たに別の男性と不倫していることが発覚。さすがに今度はばかりは離婚を決意し、相談に來られました。

## 解決結果

妻だけではなく不倫相手に対しても慰謝料請求を行い、最終的には裁判で150万円程度の賠償金を認めてもらいました。

他方、妻との間では別途離婚調停を申立て、離婚が成立しました。

## 担当弁護士からひとこと

一度離婚を前提に別居していた上での再度の不倫行為であったため、相手方弁護士からは婚姻関係が破綻した後の不貞行為であるから慰謝料を支払う必要がないとの反論が主張されました。

別居後、事情により再び同居した夫婦について、保護されるべき婚姻関係が維持されているかどうかという、どちらに転んでもおかしくない事案でしたが、なんとか勝訴判決を得ることが出来ました。